

平成29年度税制改正

～所得税～

～医療費控除・セルフメディケーション税制の添付書類の見直し～

平成29年度税制改正により、医療費控除・セルフメディケーション税制の添付書類の見直しが行われましたので、その改正内容についてお知らせいたします。

医療費控除等の添付書類等の見直し

●医療費の領収書等の添付または提示に代えて、明細書の添付が必要

医療費控除又は、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされました。

これにより、確定申告において領収書の添付等は不要となり、明細書の添付のみで医療費控除又は、セルフメディケーション税制の適用を受けることができます。

ただし、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その適用に係る医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができます。そのため、その求めがあったときは、その適用を受ける者はこれらの領収書の提示又は提出をしなければなりません。

<適用時期>

この改正は平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

ただし、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用も可能です。